

日本アマチュア無線連盟との「ガイダンス局」「規正用無線局」の連携運用

東海総合通信局(局長:吉武 久(よしたけ ひさし))は、令和元年9月3日(火曜日)に岐阜県海津市南濃町羽沢「森の駅」において、ルールに違反して運用しているアマチュア無線局に対し、一般財団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)東海地方本部のガイダンス局(注1)と東海総合通信局の規正用無線局(注2)との連携運用を実施しました。

連携運用は「アマチュア無線局用に割り当てられた周波数の使用区別を守らない」「運用に際して呼出符号を送信しない」などの違反局に対して、JARLと東海総合通信局が無線局の正しい運用を促す目的で、注意喚起のメッセージを電波で送ります。

具体的にはルール違反の局に対してJARLのガイダンス局が「コールサインは省略せず、分かりやすく正確に送出してください。」といったメッセージを送信、違反状況が改善されない場合には東海総合通信局の規正用無線局が違反運用を即時にやめるよう「あなたの発射している電波は、電波法令に違反しています。通信を行うときは、必ずコールサインを送信してください。」といったメッセージを送信します。(別図参照)

当日はガイダンス局が60回メッセージを送信、運用の改善がみられない違反局に対し、規正用無線局が11回メッセージを送信しました。

東海管内には、約53,288局(令和元年7月末現在)のアマチュア無線局があります。当局へのアマチュア無線局の違反運用に関連する申告は、昨年度161件あり、違反運用局に対し59件の文書指導を行い、規正用無線局から233回メッセージを送信しています。

東海管内での連携運用は平成22年11月から今回で40回目となります。今後もJARLのガイダンス局と東海総合通信局の規正用無線局との連携運用を実施することにより、アマチュア無線局を運用する方への正しい電波利用の普及に努めてまいります。

(注1)JARLが開設する無線局で、違反者に対して、無線局の適正な運用をよびかけます。

(注2)総務省が開設する無線局で、違反運用を即時にやめるように違反者に対してメッセージを送信(「規正」)します。

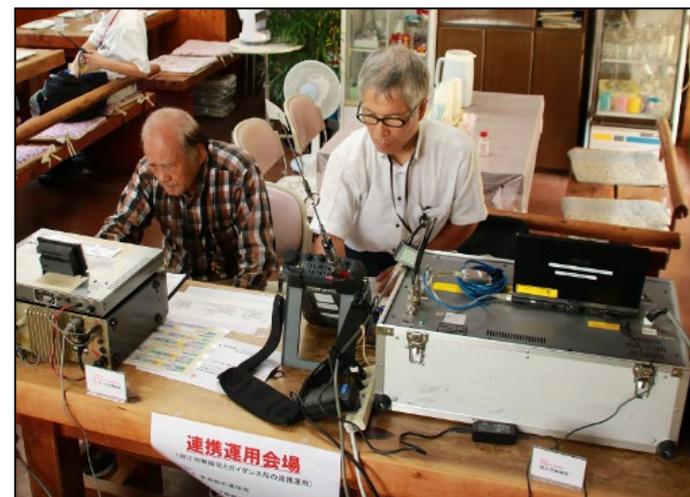
お問い合わせ先:電波監理部 監視課 052-971-9472



規正用無線局



JARLガイダンス局



連携運用の様子

呼出符号(コールサイン)を送信しないアマチュア無線局を発見!



JARLガイダンス局から広報するメッセージを送信
 「こちらは、アマチュアガイダンス〇〇(数字)です。コールサインの送出は無線局運用規則第30条の規定により義務付けられています。コールサインは省略せず、分かりやすく正確に送出してください。」



改善

改善されない場合



当局の規正用無線局から規正するメッセージを送信
 「こちらは、電監規正名古屋可搬〇〇(数字) 総務省東海総合通信局です。あなたの発射している電波は、電波法令に違反しています。通信を行うときは、必ずコールサインを送信してください。」



改善

改善されない場合



当局において、電波発射源を探查して、違反行為者を特定



法令に基づき、捜査機関への告発、行政処分等を実施

※ 上記の例は、呼出符号(コールサイン)を送信しないアマチュア無線局への対応の例です。
 この他、アマチュア無線局用の周波数の使用区別に従わない通信、アマチュア無線以外の業務用の通信の場合にもメッセージを送信します。